

令和2年1月8日

【照会先】

福井労働局労働基準部健康安全課
課 長 児玉 秀一
地方産業安全専門官 脇本 泰守
電話 0776 - 22 - 2657 (直通)

報道関係者 各位

建設事業無災害表彰状の授与を決定しました ～半年間の建設工事を無災害で完了～

厚生労働省は、下記の建設工事が無災害で完了したので、建設業無災害記録表彰状を授与することを決定しました。

この建設業無災害表彰は、建設業における自主的安全活動を促進することにより労働災害を防止する目的で、昭和31年に設立され、労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が160万円以上の建設工事の施工事業場からの申請に基づき審査を行い、表彰状を授与しています。

労働災害のうち出張等一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生した労働災害は除かれます。また、通勤災害も除かれます。

記

1 表彰事業場

- (1) 事業場名 東洋建設株式会社 北陸支店
- (2) 工事名称 米穀低温倉庫集出荷施設新築工事
(福井県敦賀市中 34-13)
- (3) 工期 平成30年9月28日～平成31年4月29日

2 表彰式

日時 令和2年1月8日 11時00分～

場所 福井労働局 会議室

(福井県福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 14階)

資料

授与の写真

建設事業無災害表彰内規

建設事業無災害表彰状の授与



東洋建設株式会社 北陸支店 安全環境部長 池田喜与志（右）
嶋田悦郎 福井労働局長（左）



東洋建設株式会社 北陸支店 安全環境部長 池田喜与志（右）
嶋田悦郎 福井労働局長（左）

建設事業無災害表彰内規

昭和 31 年 3 月 14 日 労働省基発第 129 号
(最終改正)

平成 11 年 9 月 1 日 労働省基発第 519 号

(目的)

第 1 条 この内規は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この内規は、事業の期間(以下「工期」という。)が予定される事業であって、労働基準法別表第 1 第 3 号に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が 160 万円以上のものに適用する。

(表彰状授与)

第 3 条 労働省労働基準局長は、前条に示す事業であって、全工期を通じ、業務上の災害(出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く。)が発生しなかった事業場に様式第 1 号による表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級票に掲げる身体障害を伴うものとする。

第 4 条 労働省労働基準局長は、前条第 1 項の表彰状を授与した後に、当該表彰に係る事業においてその工期中に業務上の災害が発生した事実が判明した場合には、当該表彰状を返還させるものとする。

附 則

この内規は平成 11 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に開始される事業に適用する。